

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく
取組み推進方針
(平成27年度～平成31年度)

◆平成28年度 評価表

平成29年7月

瑞浪市

瑞浪市まちづくり基本条例見出し

章		節		款		見出し	
第1章	総則					第1条	目的
						第2条	定義
						第3条	条例の位置付け
第2章	まちづくりの基本原則					第4条	まちづくりの基本原則
第3章	まちづくりを担う主体	第1節	市民等	第1款	市民	第5条	市民の権利
						第6条	市民の責務
				第2款	多様な担い手	第7条	自治会
						第8条	まちづくり推進組織
						第9条	子ども及び若者
						第10条	市民活動団体
						第11条	議会の役割と責務
						第12条	市長の役割と責務
				第2節	議会		
				第3節	行政	第1款	市長
		第14条	情報				
		第2款	執行機関			第15条	総合計画等
						第16条	執行機関の組織
第17条	市の職員の役割と責務						
第3款	市の職員						
第4章	参加の仕組み					第18条	参加
						第19条	住民投票
第5章	実効性の確保					第20条	市民まちづくり会議の設置
						第21条	条例の見直し

条ごとにおける各課の取組件数一覧表

	第1条	第3条	第7条	第8条	第9条	第10条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	
総務課		1					1	4		1		1				8
企画政策課							4	3	2	1		4				14
秘書課											2					2
税務課																0
市民課																0
市民協働課	1		8	6	4	3					2	1	1	2	1	29
生活安全課												1				1
稲津コミュニティセンター																0
陶コミュニティセンター																0
釜戸コミュニティセンター																0
大湫コミュニティセンター																0
日吉コミュニティセンター																0
選挙管理委員会																0
社会福祉課																0
高齢福祉課																0
地域包括支援センター												1				1
保険年金課																0
健康づくり課																0
農林課																0
商工課																0
環境課					1											1
窯業研究所																0
クリーンセンター																0
土木課																0
都市計画課																0
上下水道課																0
教育総務課																0
学校教育課																0
学校統合推進室																0
社会教育課				1	1			1								3
学校給食センター																0
スポーツ・文化課																0
消防本部					1											1
	1	1	8	7	7	3	5	8	2	2	4	8	1	2	1	60

※一部取組においては、複数の条に該当するため重複計上(再掲表示)しているものがあります。

【市民協働課計上分】

- ・市民活動補償保険制度の設置 7条・8条・10条(P6/P15/P28)
- ・まちづくり活動拠点施設の整備 7条・8条・10条(P10/P16/P29)
- ・集落支援員制度の導入 7条・8条(P12/P18)
- ・夢づくり市民活動補助制度の設置運用 9条・10条(P22/P27)

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第1条					
	条文見出し	目的					
	条文	この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。					
	取組み	条例のPR					
	担当課	市民協働課					
D. 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	広報・PR冊子の印刷配布 記念講演	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施
		備 考		27年度見直し			
	現況評価及び今後の方向性	まちづくり基本条例は、平成25年度にまちづくり条例準備委員会を設置、その後平成26年度に条例審議会を設置して策定の準備を進めてきました。この間、地域懇談会やパブリックコメント等により条例の取組みに関して周知を図ってきましたが、十分ではありません。このため、条例の施行前から、広報や、HP、PR冊子の印刷などにより条例のPRを行います。					
C check 評価	取組み結果	広報誌掲載 PRチラシ・冊子の作成 記念講演	広報・PR冊子の印刷配布 生涯学習出前講座の実施				
	28年度に取り組んだ内容	広報みずなみやホームページを活用した情報発信を行いました。また、分かりやすい内容で作成した冊子を各種会合等で配布することにより、条例の周知を図りました。					
	28年度における所属長の評価	各種会合等の機会を活用して条例の周知に努めました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各種団体の役員だけでなく、市民皆が条例を知ることができるようにPRをしていく必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	広報みずなみやホームページによる情報発信のほか、冊子等の配布を行うことにより、引き続きまちづくり基本条例のPRを行います。また、まちづくり基本条例について生涯学習出前講座のメニューに加えており、希望のある地域、団体、グループに対し講義を行うことで条例の理解を深めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第3条					
	条文見出し	条例の位置付け					
	条文	市は、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。					
	取組み	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認					
	担当課	総務部総務課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	①各課等は、条例・規則・要綱を制定及び改廃するにあたり、まちづくり基本条例との整合性を確認します。 ②法令審査委員会は、法令審査委員会の審査段階で、まちづくり基本条例との整合性を確認します。					
C h e c k 評価	取組み結果	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。				
	28年度に取り組んだ内容	瑞浪市の全例規の制定及び改正において、本条例との整合を図りました。					
	28年度における所属長の評価	例規の制定・改廃において、まちづくり基本条例との整合が図られています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特に大きな見直しや改善はありません。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、瑞浪市の全例規の制定及び改正において、本条例との整合を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会活動支援					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援
		備 考					
現況評価及び今後の方向性	<p>自治会との協働によるまちづくりを進めるため、市政協力事業交付金や市民活動補償制度等による財政的支援を行います。また、自治会の連合体である連合自治会を通じて、市内自治会との調整を行います。</p> <p>夢づくり地域活動支援室による人的支援を行います。</p> <p>各区の適切な規模確保について、支援を行います。</p>						
C h e c k 評価	取組み結果	連絡調整等事務支援	連絡調整等事務支援				
	28年度に取り組んだ内容	<p>市政協力事業交付金等による財政的支援及び夢づくり地域活動支援室による人的支援を行うことで自治会活動の支援を行いました。また、市と各地区の連絡調整及び情報交換の場として、連合自治会を年6回開催しました。そのほかに自治会が行う公益活動中に発生した事故等に対し補償ができるよう、市民活動補償制度を運用し、自治会活動の後押しを行いました。</p> <p>引き続き自治会加入促進を図るため、関係窓口において転入・転居者に対しリーフレット及び加入申込書の配布、案内を行いました。</p>					
	28年度における所属長の評価	財政的支援及び人的支援の両面により、自治会活動支援が図られています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会加入率の向上に向け、自治会活動のPRを行っていく必要があります。小規模自治会の在り方について、検討していく必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	<p>引き続き財政的支援及び人的支援を行うほか、市と各地区の連絡調整及び情報交換の場として連合自治会を開催します。また、安心して自治会が公益活動等を行えるよう、補償制度を継続して運用します。</p> <p>転入・転居者に対し、自治会加入促進リーフレット及び自治会加入申込書の配布案内をし、自治会加入への後押しを行います。</p> <p>小規模自治会の在り方についての相談に応じます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとしします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとしします。</p>					
	取組み	市民活動補償保険制度の設置					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度運用 開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	<p>公益活動時の補償については、これまで見舞金を支給していましたが、まちづくり活動のさらなる活性化のために、安心して自治会活動に取り組める環境整備が必要であり、市民活動補償制度を整備し運用します。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	新制度運用開始	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	<p>広報みずなみ、ホームページ及び自治会ハンドブックへの掲載、チラシの配布により制度のPRを行いました。また、各地区区長会において説明を行い、制度の周知に努めました。</p>					
	28年度における所属長の評価	<p>安心して公益活動に参加していただく環境整備が図られました。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>自治会活動による事故・怪我等には様々なケースがあるため、補償保険の適用・不適用ケースの把握に努める必要があります。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>引き続き、制度周知と適正な制度運用を行います。 補償保険活用ケースについてのデータベース化を行い、補償対象となるか否かについて速やかに判断ができるように努めます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会からの要望意見への対応					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ユ ー ル 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会からの要望を取りまとめて、関係課との調整を行っています。要望の取りまとめ結果については、分かりやすく市民へ公開します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表	要望とりまとめ、連絡調整、結果公表			
	28年度に取り組んだ内容	各地区区長会からの要望を取りまとめ、対応について関係各課と調整を行いました。要望の取りまとめ結果については、連合自治会において各地区区長会長に報告するとともに、区長会支援職員を通じて各地区の区長会に報告を行いました。					
	28年度における所属長の評価	各地区からの要望事項のとりまとめを行い、取りまとめ結果及び対応状況について各地区に報告しました。要望書の様式整備を行うなど、必要に応じた見直しができています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	提出期限後に提出される要望書について、取扱いの不公平感が生じないように要望の緊急度に応じた提出となるよう依頼していきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市へ要望を行う際の一助となるよう、自治会ハンドブック及び自治会ハンドブック別冊(Q&A集、各種要望事項等)の内容充実を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会と行政との連絡調整					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	連合自治会を通じて、行政から市民の皆さんに情報提供をします。また、自治会と行政との協働により安心安全なまちづくりを進めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	情報提供 連絡調整	情報提供 連絡調整			
	28年度に取り組んだ内容	年6回連合自治会を開催しました。市から各地区への報告や依頼、情報提供を行うとともに、各地区の課題や近況報告、要望書の提出を受けるなど連絡調整を行いました。また、今後の瑞浪市の課題解決に結びつくよう、先進地視察研修を行いました。夢づくり地域活動支援室に区長会支援職員を配置し、行政と各地区区長会との連絡調整を図りました。また、全職員を行政連絡支援職員とし各地区への広報配布を行うとともに、直接市民の声を聴く機会としています。					
	28年度における所属長の評価	連合自治会の場において、自治会と行政との連絡調整が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	連合自治会における行政等からの報告・依頼事項について、引き続き簡潔明瞭な資料・説明に心がけていきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	自治会と行政の連絡調整を図るため、引き続き連合自治会を開催します。また、地域の課題等を踏まえ、今後の取組みの参考となるような先進地視察研修を行います。地域と行政が連絡を密にできるように、引き続き夢づくり地域活動支援室において区長会支援職員及び行政連絡支援職員を配置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会ハンドブックの作成					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新規ハンドブック作成 配布	ハンドブック 更新 配布	ハンドブック 更新 配布	ハンドブック 更新 配布	ハンドブック 更新 配布
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	自治会活動の円滑な運営のために、自治会関係者による日ごろの自治会活動の理解促進に役立つハンドブックを作成し、関係者に配布します。また、別冊Q&A集についても内容の見直し・更新を行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果	新規ハンドブック作成 配布	ハンドブック作成 配布				
	28年度に取り組んだ内容	自治会活動の一助となるよう、自治会ハンドブック及び別冊(Q&A・様式集)を作成しました。前年度問合せが多かった事項等についてQ&Aを追加掲載するなど、内容の見直し・更新を行いました。ハンドブック及び別冊は、市内の全区長会長・区長あてに配布しました。また、市HPへも掲載し、誰もが確認できるものとなりました。					
	28年度における所属長の評価	内容を見直し・更新することにより、利便性が図られています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	毎年、内容の見直しを図り、自治会活動の一助となる内容にしていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	関係各課への照会を行うことにより、各種要望様式やQ&Aの見直し及び更新を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の整備					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	施工	供用開始	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、瑞浪、土岐、明世地区の活動拠点となる施設の整備を検討します。 稲津、釜戸、大湫、日吉、陶地区の拠点については、これまでどおり、各コミュニティセンターを拠点施設として運用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施工・竣工	施設運用			
	28年度に取り組んだ内容	西分庁舎1階ホール部分を「夢サポの広場」として、市内各地区のまちづくり活動の情報発信コーナーを設置しました。各地区が工夫を凝らして機関紙やイベントなどの情報発信を行い、年度途中からは域学連携校に関する情報掲示板を増設し、瑞浪高、中京高、麗澤瑞浪高がそれぞれ情報発信をしていただけのようにしました。 まちづくり事務室には瑞浪地区及び土岐地区の集落支援員を配置したことにより、これまで以上に活発な打ち合わせや各種会合が行われるなど両地区のまちづくり活動の拠点となりました。					
	28年度における所属長の評価	長年要望の多かった瑞浪地区、土岐地区、明世地区のまちづくり活動の拠点となる施設が整備されたことにより、更なるまちづくり活動の活性化が期待されます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	情報発信コーナーの充実を図っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施設運用状況をみながら、夢サポの広場の充実を図ります。 まちづくり関係の会議等において、本施設を積極的に使用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会加入の促進					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	パンフレット配布	パンフレット配布	パンフレット配布	パンフレット配布	パンフレット配布
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会加入促進のため、転入者などにパンフレットを配布するほか、加入しやすいよう手続きを簡素化します。また、自治会加入へのインセンティブを与える制度の検討を行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果		パンフレット配布	パンフレット配布			
	28年度に取り組んだ内容	これまで実施してきた転入者・転居者への窓口案内(リーフレット配布等)のほか、他市の取組事例を参考にし、上下水道課及び都市計画課においても水道利用申込者や建築確認申請業者等への案内・呼びかけを始めました。					
	28年度における所属長の評価	ライフスタイルの多様化等により自治会加入率は年々減少しています。加入率の飛躍的な上昇は見込めませんが、加入率の維持に向けた取組を行うことができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	他市の取組など、自治会加入促進の参考となる事例について情報収集を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	親世帯、子世帯が1世帯として加入しているケースが多く見受けられ、世帯分離を加味した加入率の実態を把握について検討します。 これまでの取組みに加え、市の移住・定住促進奨励金等の申請時に交付要件となっている自治会加入の必要性を十分に説明し、効果的な自治会加入促進を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	集落支援員制度の導入					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度検討、設置要綱の整備	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度の制度運用をめざし、平成27年度中に各地区の自治会及びまちづくり推進組織の状況をお聞きしながら、集落支援員設置要綱の整備等制度の検討を行います。					
C h e c k 評価	取組み結果	制度検討、設置要綱の整備	制度運用				
	28年度に取り組んだ内容	5地区(瑞浪/土岐/釜戸/大湫/陶)において集落支援員が配置されました。集落支援員の職務内容については一律とせず、各地区の課題解消に繋がるよう、各地区と相談しながら定めました。各地区の情報共有が図られるよう、集落支援員同士が意見交換をする機会を設けました。また、課題解消に向けたスキルアップを図るため、各種研修機会の提供を行いました。					
	28年度における所属長の評価	各地区がどのような課題を抱えその解消に向けた取組みをしているのか、どのような内容の職務を行っているかなど、情報共有が図られました。未導入地区であった3地区(稲津/日吉/明世)についても人材確保が図られ、新年度より全地区での制度導入が図られました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	未導入の3地区(稲津/日吉/明世)においても、集落支援員の配置を行います。市内まちづくり推進組織の情報交換の場であるまちづくり推進協議会連絡会へ集落支援員も出席してもらい、他地区との情報交換を図ります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	各地区の運用状況をみながら、より実用性のある制度として整備していきます。平成28年度導入地区の経験を新任集落支援員に伝えられるよう、集落支援員同士の連携を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	まちづくり推進組織支援 まちづくり推進協議会連絡会の開催					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	<p>各地区の組織の民主的な活動については、規約が各組織で整備されています。また、組織の運営は総会資料により広く公開されています。</p> <p>各地区間の活動等の連絡調整及び市全域のまちづくり推進組織の活動について、まちづくり推進協議会連絡会を開催し、情報の共有化等を図ります。</p> <p>NPO法人化の相談窓口となります。</p>					
C h e c k 評価	取り組み結果	推進協議会連絡会開催	推進協議会連絡会開催				
	28年度に取り組んだ内容	<p>まちづくり推進協議会連絡会を年2回(うち1回は連合自治会との意見交換会)開催しました。連絡会の場において、各地区が現状の課題や課題解消に向けた取組状況を報告し、情報の共有化を図りました。</p> <p>夢づくり地域交付金を交付し、財政的支援を行いました。</p> <p>夢づくり地域活動支援室にまちづくり支援職員を配置し、行政と各地区まちづくり組織との連絡調整を図りました。</p>					
	28年度における所属長の評価	地域の課題解消に向けた一助となるよう、情報共有の場を提供することができました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各地区の意見・要望等をとりまとめ、課題解消や活性化に向けた取組みについて十分な意見交換を行えるよう配慮します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	各地区にとって有用になると思われる事項について、各地区から意見を集約し、連絡会の場において情報の共有を図ります。					
		地域と行政が連絡を密にできるように、引き続き夢づくり地域活動支援室においてまちづくり支援職員を配置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	夢づくり地域交付金制度の運用					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ユ ー ル 取 組 み ル 	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用	制度見直し 制度運用	制度運用	制度運用	制度見直し 制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	夢づくり地域交付金制度は、3年毎を基本に地域の実情や本市を取り巻く状況の変化に応じて見直しを行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	事業審査会において審査会委員から事業に対する助言・アドバイスを得て、各地区まちづくり推進組織が行う通常事業に交付金を交付しました。事業実施後、各まちづくり推進組織におけるセルフ評価やPDCAサイクルの実施を促すことで、適正に交付金事業が実施されるように指導管理しています。 チャレンジ研究室提案事業について、事業採択をした地区には30万円を上限に加算金を交付できるよう制度改正を行いました。					
	28年度における所属長の評価	28年度の事業については、適切に事業実施がされました。今後も制度見直しを行う中でより効果的な事業実施ができるように検討していく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	チャレンジ研究室提案事業について、まちづくり推進組織がより事業採択をしやすくなるよう支援を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	ステップアップ事業の申請について、各地域に呼びかけをします。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	市民活動補償保険制度の設置(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	<p>公益活動時の補償については、これまで見舞金を支給していましたが、まちづくり活動のさらなる活性化のために、安心して自治会活動に取り組める環境整備が必要であり、市民活動補償制度を整備し運用します。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	新制度運用開始	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	<p>広報みずなみ、ホームページ及び自治会ハンドブックへの掲載、チラシの配布により制度のPRを行いました。また、各地区区長会において説明を行い、制度の周知に努めました。</p>					
	28年度における所属長の評価	<p>安心して公益活動に参加していただく環境整備が図られました。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>自治会活動による事故・怪我等には様々なケースがあるため、補償保険の適用・不適用ケースの把握に努める必要があります。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>引き続き、制度周知と適正な制度運用を行います。 補償保険活用ケースについてのデータベース化を行い、補償対象となるか否かについて速やかに判断ができるように努めます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	まちづくり活動拠点施設の整備(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	工事	供用開始	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、瑞浪、土岐、明世地区の活動拠点となる施設の整備を検討します。 稲津、釜戸、大湫、日吉、陶地区の拠点については、これまでどおり、各コミュニティセンターを拠点施設として運用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施工・竣工	施設運用			
	28年度に取り組んだ内容	西分庁舎1階ホール部分を「夢サポの広場」として、市内各地区のまちづくり活動の情報発信コーナーを設置しました。各地区が工夫を凝らして機関紙やイベントなどの情報発信を行い、年度途中からは域学連携校に関する情報掲示板を増設し、瑞浪高、中京高、麗澤瑞浪高がそれぞれ情報発信をさせていただけるようにしました。 まちづくり事務室には瑞浪地区及び土岐地区の集落支援員を配置したことにより、これまで以上に活発な打ち合わせや各種会合が行われるなど両地区のまちづくり活動の拠点となりました。					
	28年度における所属長の評価	長年要望の多かった瑞浪地区、土岐地区、明世地区のまちづくり活動の拠点となる施設が整備されたことにより、更なるまちづくり活動の活性化が期待されます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	情報発信コーナーの充実を図っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施設運用状況をみながら、夢サポの広場の充実を図ります。 まちづくり関係の会議等において、本施設を積極的に使用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のみまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	まちづくり推進組織の活動等についての情報提供					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	広報、HP等によりまちづくり推進組織等の活動を紹介します。また、各組織の発信する情報(まちづくり組織の広報等)についても、配布等に協力します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	広報・HPへの情報掲載	広報・HPへの情報掲載			
	28年度に取り組んだ内容	広報みずなみ及びホームページにおいて、夢づくり地域交付金で行われる事業の紹介や行われた事業の報告を行いました。また、各地区においては、各地域のまちづくりホームページの運営やフェイスブックを利用した情報発信、まちづくり新聞の発行などが行われました。市役所西分庁舎の「夢サポの広場」においては、各地区のイベント情報を掲示するなど、様々な手法により市民に情報の発信を行いました。					
	28年度における所属長の評価	まちづくり推進組織は、それぞれの地区で機関紙を作成するなど情報発信を行っています。市は夢サポの広場を整備し、各地区の情報発信の場所、機会の提供を行いました。引き続き、市ホームページのイベントカレンダーの活用をするなど、市とまちづくりで連携した情報発信を行っていきます。					
A c t 改 善 P l a n 次 年 度 計 画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	西分庁舎「夢サポの広場」の運用状況をみながら、幅広い情報発信の手法を検討します。					
	次年度における具体的取組み	引き続き、広報及びホームページでの情報発信を行うほか、「夢サポの広場」を有効活用した情報発信に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	集落支援員制度の導入(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	制度検討、設置要綱の整備	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度の制度運用をめざし、平成27年度中に各地区の自治会及びまちづくり推進組織の状況をお聞きしながら、集落支援員設置要綱の整備等制度の検討を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度検討、設置要綱の整備	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	5地区(瑞浪/土岐/釜戸/大湫/陶)において集落支援員が配置されました。集落支援員の職務内容については一律とせず、各地区の課題解消に繋がるよう、各地区と相談しながら決めました。各地区の情報共有が図られるよう、集落支援員同士が意見交換をする機会を設けました。また、課題解消に向けたスキルアップを図るため、各種研修機会の提供を行いました。					
	28年度における所属長の評価	各地区がどのような課題を抱えその解消に向けた取組みをしているのか、どのような内容の職務を行っているかなど、情報共有が図られました。未導入地区であった3地区(稲津/日吉/明世)についても人材確保が図られ、新年度より全地区での制度導入が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	未導入の3地区(稲津/日吉/明世)においても、集落支援員の配置を行います。市内まちづくり推進組織の情報交換の場であるまちづくり推進協議会連絡会へ集落支援員も出席してもらい、他地区との情報交換を図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各地区の運用状況をみながら、より実用性のある制度として整備していきます。平成28年度導入地区の経験を新任集落支援員に伝えられるよう、集落支援員同士の連携を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	地区公民館指定管理者制度運用					
	担当課	社会教育課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	大湫公民館 地元協議	大湫公民館 仕様書決定・ 制度導入	大湫公民館 導入の検討・ 仕様書作成・ 決定	大湫公民館 制度導入	
		備 考		27年度見直し			
	現況評価及び今後の方向性	地域活動の活性化のため、地区公民館のまちづくり推進組織による指定管理者制度を推進します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	大湫公民館 導入の検討・ 仕様書作成	大湫公民館 仕様書決定・ 制度導入			
	28年度に取り組んだ内容	平成29年1月から大湫町コミュニティ推進協議会を指定管理者として制度を導入しました。					
	28年度における所属長の評価	指定管理業務について、地域独自の課題に対応できるよう内容を検討し、地域住民の理解を得ることで、制度を導入することができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	旧森川訓行邸住宅(丸森)の指定管理と連携し、地域の活動拠点としての運用を図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	地域の学習活動の拠点として実状に合わせて運用されるよう、指導や助言を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進					
	担当課	市民協働課 社会教育課					
D o 行動計画	スケジュール	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ
		備考					
	現況評価及び今後の方向性	子ども及び若者に各地区のまちづくり推進組織、公民館及び子ども会等の活動を通じたまちづくり活動への参加を促進します。					
C h e c k 評価		取組み結果	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ			
	28年度に取り組んだ内容	平成27年度に社会教育委員の会においてとりまとめられた提言を踏まえ、平成28年度から2年間をかけて、改めて市内公民館について調査研究を行うこととしました。					
	28年度における所属長の評価	各公民館において実施している地域性が反映された活動についてさらに詳細に調査研究を行い、公民館活動がまちづくりへとつながるよう、具体的な方策や考え方を検討するための活動を行うことができました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	今年度に引き続き各公民館において調査を行いつつ、地域ごとの課題や方策について検討します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	公民館を始めとする市内各種施設が結びつき、地域性を反映した活動が全市的な連携を持って実施できる学習体制の発展を目指します。また、まちづくりへの参加について、子どもや若者が自発的参加の促進につながる生涯学習の方策について、課題を浮き彫りにすることで具体化できるよう検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取り組み	子ども向けまちづくり活動啓発パンフレットの作成、配布					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	パンフレット作成、配布	パンフレット更新、配布	パンフレット更新、配布	パンフレット更新、配布	パンフレット更新、配布
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	一般向けの条例啓発パンフレットとは別に、子どもを対象とした啓発パンフレットを作成します。					
C h e c k 評 価		取り組み結果	パンフレット作成	パンフレット配布			
	28年度に取り組んだ内容	市内小学校6年生を対象に配布し、社会科の授業の教材として活用していただくほか、希望のあった中学校にも配布を行いました。また、各種会合等でも配布を行い、広く市民の方に条例を知っていただけるよう周知に努めました。					
	28年度における所属長の評価	子どもに限らず、青少年育成町民会議等で大人にも配布するなど、パンフレットを使用しての条例周知が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	パンフレットの内容見直しについて検討していきます。 パンフレットの活用法について検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、小中学校での学習の中でパンフレットを活用していただけるよう、校長会等での周知に努めます。 本パンフレットは、子どもも理解できるような内容で作成しているため、誰もが理解できるものとなっています。生涯学習出前講座や条例の講義等の機会においても活用をしていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取組み	夢づくり市民活動補助制度の設置運用					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	夢づくり市民活動補助制度として、各地区のまちづくり推進組織以外の地域を限定しない市内の市民活動団体が行う公益活動に補助を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用開始	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	29年度事業について、12月に広報みずなみ及びホームページにおいて募集を行い、3月に事業審査会を開催しました。安達学園の学生が自ら運営する「若者カフェ」の事業提案がされるなど、合計5団体5事業(うち3団体が新規)を採択し、補助金交付の内定を行いました。					
	28年度における所属長の評価	市民の参加のみにとどまらず、中には、他市や県外からも人を呼び込むような事業が実施され、地域の活性化が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	同一団体への交付の回数、事業内容などについて、運用状況をみながら制度の見直しを図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	公益事業を実施する多くの市民活動団体に制度を活用してもらえよう、適正に制度運用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取り組み	夢づくりチャレンジ研究室設置					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取 組 み 内 容	制度運用開始 研究室設置、 研修	研修 事業提案	研修 事業実施 事業提案	研修 事業実施 事業提案	研修 事業実施 事業提案
	備 考	新規事業					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくりへの若者の参加を促進するため、まちづくり推進組織や市の実施するまちづくり事業に関する提案と実行を担う若者を中心とした研究室を設置します。					
C h e c k 評 価		取 組 み 結 果	制度運用開始 研究室設置、 研修	制度運用 研究室設置、 研修			
	28年度に取り組んだ内容	<p>現在、1期生2チーム計13名、2期生4チーム計24名が活動をしています。</p> <p>1期生2チームの提案した事業が3地区から採択され、今後、それぞれのチームが各地区と連携して事業を展開していきます。また、2期生は、月に1回～2回のペースで会議を重ね、まちづくり推進組織に提案する事業プランを検討しています。</p> <p>研究員の交流を深める意味も含め、各まちづくり推進組織関係者と合同の研修機会を提供しました。また、研究員の活動をバックアップするため、夢づくり地活動支援室に若者支援職員を配置しました。</p>					
	28年度における所属長の評価	<p>今年度募集した2期生は瑞浪高校、中京高校から多くの生徒の参加が得られ、若者ならではの意見が提案されることが期待されます。今後もこのような若者による情報発信のもと、まちづくりへの興味・関心をもった方が増えることを期待します。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>研究員1期生が事業提案をして卒業とするのではなく、まちづくり推進組織に溶け込む、次期研究員と交流しアドバイスを送ってもらうなど、人材が継続して育成されるような仕組みづくりを検討します。</p> <p>研究員が提案する事業がまちづくり組織に実施採択されるよう、バックアップをしていきます。</p> <p>研究員3期生を募集し、研究室を継続していきます。</p> <p>研究員が負担に感じることなく活動を行っていきける活動体制を検討していく必要があります。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>まちづくり推進組織に対するプレゼンテーションの手法についてコーチングするなど、若者が提案する事業アイデアが実現されるよう、研究員の後方支援を行います。また、少しでも多くの若者に参加してもらえるよう、第3期生の募集を行っていきます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとしします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとしします。					
	取組み	夢づくり地域交付金に若者枠を新たに拡充					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 ユ ミ ー	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度検討	制度検討	制度運用開始	制度運用	制度運用
		備 考			新規事業		
	現況評価及び今後の方向性	夢づくりチャレンジ研究室の提案事業や地域で若者を対象にした事業の実施について、夢づくり地域交付金の拡充を検討します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度検討	制度検討			
	28年度に取り組んだ内容	チャレンジ研究室提案事業について、事業採択をした地区には30万円を上限に加算金を交付できるよう制度改正を行いました。					
	28年度における所属長の評価	チャレンジ研究室提案事業がかくまちづくり推進組織で採択しやすいよう、財政的な支援を制度化することができました。より多くの地区で若者の提案が実現できるよう支援を行っていく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	若者が提案する事業にかかる予算額がどの程度になるのか、適切に把握しながら必要に応じて制度の見直しを検討していきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	若者の提案する事業が実現されるよう、適切な制度運用を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	子どもや若者の土岐川清掃、松野湖クリーン作戦への参加					
	担当課	環境課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	・土岐川清掃への参加案内(中京高校・瑞浪高校) ・松野湖クリーン作戦への参加案内(瑞浪市平岩花の木子供会等)				
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	土岐川清掃や松野湖クリーン作戦に子どもや若者が参加できる体制を継続していきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・土岐川清掃案内(中京高校・瑞浪高校) ・松野湖クリーン作戦案内(平岩花の木子供会)	・土岐川清掃案内(中京高校・瑞浪高校) ・松野湖クリーン作戦案内(平岩花の木子供会)				
	28年度に取り組んだ内容	土岐川河川清掃(6月5日、雨天中止)において、中京高校と瑞浪高校に参加の案内をして、高校生の参加を図りました。また、11月20日に行われた松野湖クリーン作戦において、平岩花の木子供会に参加の案内をして、子供会に参加してもらいました。					
	28年度における所属長の評価	計画通りに参加の呼びかけができました。今後は参加者の安全確保を考慮しながら、継続していくことが重要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	今後は、参加者の更なる安全確保に取り組めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	土岐川清掃においては、予備日を設けます。また、通行車両やパッカー車への投入など、危険事例への注意の呼びかけを行います。松野湖クリーン作戦においては、交通安全の呼びかけを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取り組み	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催					
	担当課	消防本部					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取 組 み 内 容	開催広報 応急手当講習 会、防災体験 学習会等実施	応急手当講習 会、防災体験 学習会実施	応急手当講習 会、防災体験 学習会等実施	応急手当講習 会、防災体験 学習会等実施	応急手当講習 会、防災体験 学習会等実施
	備 考		27年度見直し				
	現況評価及び今後の方向性	<p>平成26年度中、小中高高校生328人に応急手当講習を行いました。</p> <p>幼少期から命の大切さや応急手当の重要性を根付かせることで、応急手当の普及、救命率の向上に大きな効果が期待できます。また、防災体験学習も同様で、日頃の備えや助け合いがいかに大切かを事例等から学習する場を提供します。</p> <p>参加者の募集や申込みによる各種講習会(出前講座)を実施すると共に、市内中学生の職場体験、小学4年生の社会見学及び児童・幼児の施設見学等を継続して行います。</p>					
C h e c k 評 価	取 組 み 結 果	・DIG訓練 ・応急手当講習 ・社会見学 ・職場体験	・DIG訓練 ・応急手当講習 ・社会見学 ・職場体験				
	28年度に取り組んだ内容	平成28年度中、応急手当講習を小学生145名、中学生275名、高校生17名及び大学生70名の計507名に対して実施し、応急手当の必要性を啓発しました。また、授業の一環として、市生活安全課、みずなみ防災会の協力を得て、小中学生148名、高校生280名を対象にDIG訓練を行い、自分たちの地域を再認識するとともに、防災・防犯について学習しました。その他に11名の中学生が職場体験学習を、282名の小学生と237名の幼児(親含む)等が消防署の見学を行いました。					
	28年度における所属長の評価	応急手当講習会、防災体験学習会については継続的に実施し、少しでも多くの子どもや若者に受講してもらえるような取組みが必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	子どもや若者の心に命の大切さや応急手当の必要性、防災への備えや助け合いの気持ちが少しでも根付くよう、記憶に残る応急手当講習会や防災体験学習会となるよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	夢づくり市民活動補助制度の設置運用(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	夢づくり市民活動補助制度として、各地区のまちづくり推進組織以外の地域を限定しない市内の市民活動団体が行う公益活動に補助を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用開始	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	29年度事業について、12月に広報みずなみ及びホームページにおいて募集を行い、3月に事業審査会を開催しました。安達学園の学生が自ら運営する「若者カフェ」の事業提案がされるなど、合計5団体5事業(うち3団体が新規)を採択し、補助金交付の内定を行いました。					
	28年度における所属長の評価	市民の参加のみにとどまらず、中には、他市や県外からも人を呼び込むような事業が実施され、地域の活性化が図られました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	運用状況をみながら制度の見直しを図ります。 補助金の対象となる公益活動の範囲について検討する必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	公益事業を実施する多くの市民活動団体に制度を活用してもらえよう、適正に制度運用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	市民活動補償保険制度の設置(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度運用開始	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考	新規事業				
	現況評価及び今後の方向性	公益活動時の補償については、これまで見舞金を支給していましたが、まちづくり活動のさらなる活性化のために、安心して自治会活動に取り組める環境整備が必要であり、市民活動補償制度を整備し運用します。					
C Check 評価		取組み結果	新制度運用開始	制度運用			
	28年度に取り組んだ内容	広報みずなみ、ホームページ及び自治会ハンドブックへの掲載、チラシの配布により制度のPRを行いました。また、各地区区長会において説明を行い、制度の周知に努めました。					
	28年度における所属長の評価	安心して公益活動に参加していただく環境整備が図られました。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会活動による事故・怪我等には様々なケースがあるため、補償保険の適用・不適用ケースの把握に努める必要があります。					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、制度周知と適正な制度運用を行います。補償保険活用ケースについてのデータベース化を行い、補償対象となるか否かについて速やかに判断ができるように努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の整備(再掲)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	工事	供用開始	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市内でまちづくり活動を行う団体が情報交換や交流を行う活動の拠点がありません。市民活動の支援や、情報提供を行う市全域のまちづくり活動の拠点となる施設の整備を進めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施工・竣工	施設運用			
	28年度に取り組んだ内容	西分庁舎1階ホール部分を「夢サポの広場」として、市内各地区のまちづくり活動の情報発信コーナーを設置しました。各地区が工夫を凝らして機関紙やイベントなどの情報発信を行い、年度途中からは域学連携校に関する情報掲示板を増設し、瑞浪高、中京高、麗澤瑞浪高がそれぞれ情報発信をしていただけようになりました。まちづくり事務室には瑞浪地区及び土岐地区の集落支援員を配置したことにより、これまで以上に活発な打ち合わせや各種会合が行われるなど両地区のまちづくり活動の拠点となりました。					
	28年度における所属長の評価	長年要望の多かった瑞浪地区、土岐地区、明世地区のまちづくり活動の拠点となる施設が整備されたことにより、更なるまちづくり活動の活性化が期待されます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	情報発信コーナーの充実を図っていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	施設運用状況をみながら、夢サポの広場の充実を図ります。まちづくり関係の会議等において、本施設を積極的に使用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政手続条例の適正な運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み の 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	新制度の周知及び規則等における様式の改正	職員向け研修と市民向けPR	職員向け研修と市民向けPR	職員向け研修と市民向けPR	職員向け研修と市民向けPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	行政手続法の改正に沿った、行政手続条例の改正を行います。また、行政指導の中止等の求め等、新制度への移行を円滑に進めるため、職員及び市民への周知を図ります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	改正した行政手続条例の施行	審査請求に対する体制の整備				
	28年度に取り組んだ内容	平成28年4月1日施行の行政不服審査法に基づく審査請求に対する庁内体制を整えました。					
	28年度における所属長の評価	新たな制度であり、情報収集を積極的に行い、審査請求に対する体制を整えることができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新たな制度であり、審査請求の実例は現時点ではありませんが、情報収集を継続し、行政手続条例とも整合を取った総合的な体制を作ることが必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	情報収集を継続し、行政手続条例との整合も検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政改革の促進と評価					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	第5次行政改革大綱策定・改革の推進	改革の推進	改革の推進	改革の推進	改革の推進・第6次行政改革大綱策定準備開始
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成27年度は、第4次行政改革の最終年度となり、第4次行政改革の評価も含めて平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱を策定します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	第5次行政改革大綱策定・改革の推進	改革の推進			
	28年度に取り組んだ内容	第5次行政改革大綱に基づき、具体的行動計画を定めました。具体的行動計画については、毎年度、実績と次年度の取組方針をとりまとめることとし、平成28年度の評価を実施しました。					
	28年度における所属長の評価	第5次行政改革大綱で定める「行政の質の向上」をテーマとして、引き続き、①市民との協働による行政運営であること、②市民に分かりやすい簡素で効率的な行政運営であること、③将来を見据えた持続可能な行政運営であること、を柱として、行政改革の取組を進めます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	次年度(平成29年度)から外部委員会による評価を行うため、評価手法について検討していきたいと考えています。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	所管課による1次評価に加え、外部委員会を開催し、2次評価を実施します。外部委員会における評価手法について検討を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	施策評価・事業評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	実施	第5次行革による 評価方法の改 正・評価実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画がスタートし、各年度で前年度の実績値を踏まえながら評価を行い、より効果的な施策・事業を各課が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。 平成28年度からは、第5次行政改革の一環として外部委員を含む委員会により、各施策の施策評価・事業評価を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施	第5次行革による 評価方法の改 正・評価実施			
	28年度に取り組んだ内容	各事業については、実施計画策定の際、前年度取組の評価を行いました。また、第6次瑞浪市総合計画の施策ごとの評価も併せて実施しました。施策ごとの評価については、市民アンケートの市民満足度の結果等を進捗状況の指標としています。 第5次行政改革大綱の評価については、大綱に沿って定めた具体的行動計画の実績・次年度の取組方針をとりまとめました。					
	28年度における所属長の評価	総合計画に掲げる目標事項を達成するべく、事業の評価及び施策ごとの評価を行い、進捗状況の管理を行います。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	平成29年度から総合計画後期基本計画の策定に入るため、施策評価については、3年間の取組を総括した評価とします。また、第5次行政改革大綱の具体的行動計画の外部委員による評価を平成29年度から実施します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	事業単位の評価、施策ごとの評価については、例年通り評価を実施します。特に施策評価については、総合計画後期基本計画の策定年度にあたるため、総括的な評価となるよう留意します。また、新たに行政改革の取組についても外部委員による評価を開始します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	補助金等評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	評価の実施・第5次行政改革大綱の策定	第5次行革による評価方法の改正・評価実施	評価の実施	評価の実施	評価の実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	補助金等評価については、第4次行政改革の一項目（外部の視点による行政改革の進捗評価）と位置づけており、公益性・適格性・効率性・将来性という観点から担当課による1次評価を行うとともに、外部委員を含む委員会による2次評価を行うことで適正な補助金となるべく各課等への対応を促しています。なお、外部委員を含む委員会による評価は第4次行政改革の一項目として位置づけている関係から第4次行政改革の終了年度となる平成27年度をもって補助金のみでの評価は廃止をしたいと考えています。ただし、平成28年度から、第5次行政改革の一環として外部委員を含む委員会により、各施設の施策評価・事業評価を行うことにより、補助金の評価については継続的に実施します。					
C h e c k 評価	取組み結果	補助金等評価委員会(7件)	第5次行革による評価方法の改正・評価実施				
	28年度に取り組んだ内容	事業評価については、補助金等評価も含めて、総合戦略掲載事業の事業に絞り込み、評価を行うこととし、平成28年度の評価は、総合戦略の事業のうち、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る12事業を評価の対象としました。					
	28年度における所属長の評価	外部委員会においていただいたご意見については、関係各課にフィードバックし、事業改善を行います。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	補助金・交付金について、所管課による1次評価を継続的に行い、見直しの機会を設けます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	補助金・交付金について、所管課による1次評価を継続的に行うとともに、総合戦略掲載事業については、外部評価も実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	市民アンケートの実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	昨年度より平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画がスタートし、第6次瑞浪市総合計画の進捗状況を管理するための指標の一部を、市民の皆さんの満足度による指標としています。したがって、計画期間内は毎年度、市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握し、各課が計画策定の際に当該指標について目標を達成できるように、実効性のある施策を各課に促していきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施	実施			
	28年度に取り組んだ内容	市民1,000人(20歳以上、無作為抽出)に対して市民アンケートを実施しました。					
	28年度における所属長の評価	市民アンケートによる市民満足度調査結果は第6次瑞浪市総合計画の達成度指標でもあり、毎年、実施して経年比較していきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民アンケート調査項目については、各課における市民意見調査の希望を照会の上、合わせて調査項目を設定することとします。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市民1,000人以上(20歳以上、無作為抽出)を対象に市民アンケートを行い、その結果については各課に周知の上、施策評価に活かしていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報公開条例の適正運用					
	担当課	総務部総務課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	情報公開制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図ります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	研修会を実施 (1日) 135人が受講	・研修会を実施 (2日) 177人が受講 ・広報5月15 日号掲載				
	28年度に取り組んだ内容	平成28年7月に、情報公開及び個人情報保護担当の市顧問弁護士である端元弁護士の事務所の伊藤公郎弁護士を講師に迎え、市職員及び教職員合わせて177人が、情報公開及び個人情報保護制度研修会を受講しました。本研修会は毎年開催されており、新入職員及び過去2年間受講していない職員は必ず受講することとしました。					
	28年度における所属長の評価	情報公開に関する研修会を行い、職員に制度周知の徹底を図ることができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	個人情報を取り巻く環境は、年々変化しており、研修においては、具体的事例を交えて新しい課題を取り上げていきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き弁護士を講師に迎え、職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	個人情報の適正管理					
	担当課	総務部総務課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 ル ジ 組 み ユ ー ー	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	個人情報保護制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図り、市民の個人情報の適正管理に努めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	研修会を実施(1日) 135人が受講	・研修会を実施(2日) 177人が受講			
	28年度に取り組んだ内容	平成28年7月に、情報公開及び個人情報保護担当の市顧問弁護士である端元弁護士の事務所の伊藤公郎弁護士を講師に迎え、市職員及び教職員合わせて177人が、情報公開及び個人情報保護制度研修会を受講しました。本研修会は毎年開催されており、新入職員及び過去2年間受講していない職員は必ず受講することとしました。					
	28年度における所属長の評価	個人情報保護については、マイナンバー制度に関連して、特定個人情報の取扱いについても、体制を整えました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	平成29年7月にマイナンバー制度が、本格施行となることから、情報収集に努め、事務に滞りがないようにする必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き弁護士を講師に迎え、職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。そのなかで、マイナンバー制度についても研修します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	文書管理規程の運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 ル ジ 組 み ユ ー ー	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	文書管理規程の徹底について、職員に随時、通知し、適正な運用を図ります。					
C h e c k 評 価		取組み結果	改正した文書管理規程の施行	改正した文書管理規程の施行			
	28年度に取り組んだ内容	職員に対し、文書管理の徹底について通知しました。また、個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置の検討を行いました。					
	28年度における所属長の評価	個人番号を含む文書の取扱いについて、施錠のできるキャビネットでの保管、文書管理方法等の確認を行いました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置の確認を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	個人情報に関しては毎年度、個人番号を含む文書の取扱いについて、施錠のできるキャビネットでの保管、文書管理方法等の確認を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	会議公開の基準運用					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 ル ジ 組 み ユ ミ ー	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	検討	運用	運用の確認	運用の確認	運用の確認
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	審議会等の会議の公開は、それぞれに事案について判断されていますが、公開非公開を判断するための基準について検討します。また、会議資料や会議録の取り扱いについても、その基準を検討します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	検討	運用			
	28年度に取り組んだ内容	「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引き」を改正し、原則会議は公開とすることとし、非公開の場合には非公開とする理由を公表することとしました。非公開とする理由を次のとおり整理しました。(1) 法令又は条例等により会議が非公開とされている場合、(2) 瑞浪市情報公開条例(平成12年条例第1号)に規定する不開示情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合、(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じると認められる場合。					
	28年度における所属長の評価	市民協働の観点から、会議の公開・非公開について市民に情報提供を行っていく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行うとともに、非公開の場合には非公開の理由も併せて公表するようにします。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	会議公開の基準運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 ル ジ 組 み ユ ミ ー	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	検討	運用	運用の確認	運用の確認	運用の確認
		備 考			28年度見直し		
	現況評価及び今後の方向性	審議会等の会議の公開は、それぞれに事案について判断されていますが、公開非公開を判断するための基準について検討します。また、会議資料や会議録の取り扱いについても、その基準を検討します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	検討	昨年度の方針を見直し、公開の基準を定めました。			
	28年度に取り組んだ内容	審議会等を、附属機関と懇談会等に分け、これらに関し、附属機関等に関する基本方針を定めました。これに基づき、会議の運営や公開の手法を具体的に定めた附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引きを作成しました。					
	28年度における所属長の評価	具体的な公開の基準を定めることができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	基準に沿って各課が運用を行っているか、確認と検証が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	基準に沿って各課が運用を行っているか、確認と検証を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	広報、ホームページの運用指針管理					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・SNSの運用の検討(可否について一定の方向付けを検討)	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し
	備考	情報発信研究会を引き続き開催人材育成					
	現況評価及び今後の方向性	【広報】 瑞浪市広報発行規程に沿い、条例や規則など市民に周知して理解を求めるもの、行政や財政など一般的事項で市民に周知したいもの、市民生活に必要なものなどを掲載して、毎月1日と15日の2回、各12,900部を発行し、今後も継続していきます。 【ホームページ】 平成27年度より新たなホームページの運用を開始するにあたり、情報発信研究会を発足し運用方法を平成26年度検討しました。随時運用方法については臨機応変に対応します。また、新たなサービスとしてSNSを使用するにあたり運用方法を今後検討していきます。					
C h e c k 評価	取り組み結果	【広報】広報発行。 【ホームページ】メルマガ3本追加	【広報】広報発行。 【ホームページ】メルマガ2本追加				
	28年度に取り組んだ内容	【広報】 発行規程に沿い、市民に周知したい情報、市民生活に必要な情報などを掲載しました。また、まちづくりに関する情報についても、年度内で適時紙面を確保しながら、市民への周知に努めました。 【ホームページ】8月15日から観光情報メールマガジン、9月15日からごみ収集お知らせメールマガジンを新たに追加しました。					
	28年度における所属長の評価	【広報】 まちづくりに関する施策などの情報については、市民へ定期的に周知する必要性があり、継続的な掲載を続ける取り組みが必要です。 【ホームページ】今年度はメールマガジンという形で情報発信ツールを増やしましたが、今後も継続してホームページやメールマガジン等での情報発信の充実をさせてください。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	【広報】特になし 【ホームページ】特になし					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	【広報】表現方法やレイアウト等、広報紙面の見やすさに配慮しながら、市民への情報発信を継続します。 【ホームページ】メールマガジンに興味を持ってもらえるよう、パンフレット等で周知を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報セキュリティ対策の実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新	職員向け研修の実施、機器の更新
		備 考	研修は毎年実施				
	現況評価及び今後の方向性	毎年、セキュリティ研修を実施し市職員の情報セキュリティの意識付けを行っています。今後、個人番号制度開始により一層情報の取り扱いが重要となるため、引き続き機器の更新や職員への研修を行っていきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・機器の更新 ・eラーニングによる研修	・機器の更新 ・eラーニングによる研修				
	28年度に取り組んだ内容	全職員を対象にeラーニングを実施しました。 (情報セキュリティ 一般コース 432人、実践コース 433人) 地域公共ネットワーク機器を更新しました。 (振る舞い検知によるネットワーク自動遮断、ウイルス感染端末の自動遮断の実施) 地方公共団体情報セキュリティ強靱化対策に伴うセキュリティ対策システムの導入しました。 (インターネットセグメントを分離、顔認証・文書暗号化・ファイル無害化等のシステムを導入)					
	28年度における所属長の評価	導入したセキュリティシステムを最大限に活用してください。情報セキュリティは、最終的には職員一人一人の意識によって決まることになるため、意識づけを引き続きおこなってください。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	地域公共ネットワークの更新や地方公共団体情報セキュリティ強靱化対策に伴うセキュリティ対策システムの導入により、本市のネットワークを取り巻く環境が大きく変わったため、新しく導入したセキュリティ対策システムを最大限に活用できるよう、セキュリティポリシーを見直します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	出前講座の実施					
	担当課	社会教育課					
D 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	実施	見直し	見直し	見直し	見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	瑞浪市の取組みや暮らしに役立つ知識・情報などを説明し、市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんにとって必要な課題やテーマについて学習する機会を提供します。					
C heck 評 価	取組み結果	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布				
	28年度に取り組んだ内容	出前講座を始めとする市内の学習メニューの情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を4月15日号広報みずなみに折り込んで全戸配布し、市内で開催される各種講座について市民のみなさんに周知しました。					
	28年度における所属長の評価	市内全域において学習活動の機会を積極的に利用していただくため、利用実績を踏まえた講座の開催について次年度以降の対応に反映していくことが必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	発信する情報について、より多くの情報をわかりやすく得られる内容となるよう見直します。また、今年度の講座利用実績を調査し、市民ニーズの高い講座について講座担当課と調整して内容や実施方法について検討します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続きガイドブックを発行して出前講座の情報を周知します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	<p>①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。</p>					
	取組み	基本計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D。 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	後期基本計画の策定	後期基本計画の開始
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	<p>昨年度より、平成26年度から平成35年度を計画期間とする第6次瑞浪市総合計画がスタートしました。総合計画は、方針や施策の大綱を定めた基本構想、根幹的事項の施策目標を設定し、基本的指針を示す基本計画、各年度の事業を具体化する実施計画の3階層により構成されています。基本計画については、社会情勢の変化等に基づき、5年を目途に見直しを行う予定であり、平成31年度からの後期基本計画の開始に向けて、平成30年度は社会情勢の変化等を反映した後期基本計画の策定作業に取り組んでいきます。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	進捗状況の確認	進捗状況の確認			
	28年度に取り組んだ内容	<p>総合計画基本計画について、施策ごとに市民アンケートによる市民満足度などを目標指標として評価を行うとともに、次年度の取組方針を設定しました。施策評価システムについては職員用マニュアルを作成し、スムーズな運用に努めました。</p>					
	28年度における所属長の評価	<p>指標管理を基本として、施策の進捗状況評価を行っています。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>次年度は、総合計画後期基本計画の策定年度となるため、3年間の総括としての取組・課題・評価をとりまとめたいたと考えています。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>施策評価を実施するとともに、総合計画基本計画の取組の中間まとめとなるよう総括的な評価を行います。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	<p>①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。</p>					
	取り組み	実施計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	<p>実施計画は基本計画に定める基本的方針を達成するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の事業を具体化するものであり、当該年度を含む向こう3年間の事業計画を策定するものです。社会・経済の変動に対応するため、毎年度ローリング方式により策定していきます。</p>					
C h e c k 評 価		取組み結果	計画のローリング	計画のローリング			
	28年度に取り組んだ内容	<p>扶助費の増加に伴い、公共施設等の維持管理に投じる経費等が圧迫されることを見込み、関係部署との連携の上、持続可能な行政運営を目指した実施計画の策定に努めました。</p>					
	28年度における所属長の評価	<p>実施計画では、具体的な事業の必要性の判断も含めて策定しており、社会・経済の変動に対応する形で持続可能な行政運営実現していきます。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>平成28年度は公共施設等の総合的かつ長期的な管理運営方針を定める公共施設等総合管理計画を策定したため、特に公共施設等に関する事業を精査し、持続可能な行財政運営を実現していきます。</p>					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	<p>建設関係部署、財政部署との連携の中で過度な財政負担とならないよう、公共施設の更新費用の平準化を図るべく、検討をしていきます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	附属機関及び審議会などの在り方の整理					
	担当課	総務部総務課					
D 。 行 動 計 画	スケ 取 組 み の 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	在り方及び市としての考え方の整理	附属機関等の見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	附属機関及び審議会などの在り方の整理をし、市としての考え方をまとめています。今後、調整を図り、附属機関等の見直しを行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果	原状の把握	見直しに関する方針の策定と条例整備				
	28年度に取り組んだ内容	附属機関及び懇談会等に関する基本方針を定め、これに基づいて附属機関等を整理し、「瑞浪市附属機関設置条例」の制定及びその他関係例規の整備を行いました。また、附属機関及び懇談会等に関する基本方針に従い、予算上の報酬・報償費の整理も行いました。					
	28年度における所属長の評価	これまで曖昧であった附属機関や懇談会等の役割が明確となり、附属機関等の運用についても、統一した手法で実施できることになりました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	策定した基本方針の運用を確認します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	策定した基本方針に沿って、今後も必要に応じて附属機関や懇談会等を設置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	柔軟な組織編制					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	随時見直し	随時見直し	後期計画に 合わせ組織 再編の検討	後期計画に 合わせ組織 再編の検討	随時見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度に、第6次瑞浪市総合計画の開始とともに、総合計画を着実に実行できる組織体制を編成するべく組織改正を行いました。主な変更点としては、少子高齢化・人口減少問題に対応し、また、まちづくりをさらに推進するために、当該課題に特化したまちづくり推進部を設置しました。今後も、住民ニーズに対応できるよう、柔軟な組織編制に努めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	西分庁舎開設 に合わせた窓 口配置の見直 し	係の整理				
	28年度に取り組んだ内容	係名の変更を行いました。効率的、効果的な行政運営に努めていきます。					
	28年度における所属長の評価	今後も必要に応じた組織再編を実施します。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	大きな組織再編は想定されませんが、権限移譲や窓口ニーズに基づく組織上の課題を把握し、組織再編の検討を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	権限移譲や窓口ニーズに基づく組織上の課題を把握し、組織再編の検討を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	人事評価制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	評定者全員 評定研修	新任係長評 定研修	評定者全員 評定研修	新任係長評 定研修	評定者全員 評定研修
		備 考	隔年で評定者全 員に勤務評定研 修を受講させる				
	現況評価及び今後の 方向性	人事評価を、市民が主役であるとの認識や広い視野と先見性を持った職員を育成するためのツールとして有効に活用していくために、制度の目的を理解し、評価の精度を上げるための研修を継続して実施することで、評定者のスキルアップを図ります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・勤務評定研 修を実施	・人事評価者 研修を実施 ・人事評価制 度の見直しを 実施				
	28年度に取り組 んだ内容	新規評定者を対象に人事評価研修を実施しました。 人事評価制度における人材育成面での課題および組織マネジメント面での課題を解決するため、制度の見直しを行いました。					
	28年度における 所属長の評価	研修を通じて、評価ルールを適正に適用し、評価の結果についていかに部下と面談するかという基本を学習することができました。また、人事評価制度を単なる人事管理のために活用するのではなく、人材育成や組織のパフォーマンス向上のためのツールとして機能させる必要があり、さらなる効果的な運用を図るための見直しを行うことができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見 直す内容・改善す る内容など	人事評価制度の見直しを実施したことにより、制度に対する職員の理解、納得性を高める必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における 具体的取組み	公平・公正な人事評価を行うために、評定者研修を継続して実施します。 人事評価制度の目的・考え方を職員に理解させることで、制度の効果的な運用を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	研修制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ
		備 考	毎年度研修計画を策定				
	現況評価及び今後の方向性	研修計画等により受講可能な研修を職員に周知し自発的な受講を促します。担当業務に関連する専門研修については職員に受講を働きかけます。若手職員に有効な研修を考え、次年度の研修計画に反映させます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・研修計画策定及び周知 ・自主研修支援制度の創設	・研修計画策定及び周知 ・夢づくりチャレンジ研究室への参加				
	28年度に取り組んだ内容	研修計画を策定し、全職員に対し周知するとともに、自発的な受講を促すために、個別の研修についても情報提供を行いました。夢づくりチャレンジ研究室へ若手職員7名が参加し、まちづくり事業について企画・提案を行いました。					
	28年度における所属長の評価	瑞浪市職員人材育成方針に基づき、職員に求められる能力および職務に対する意欲の向上を図るため、職員が必要とする研修を計画的に実施することが出来ました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自発的な研修参加者を増やすことで、研修効果を高める必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	職員の能力を高め、職務に対する意欲の向上を図るため、職員が必要とする研修を捉え各種の研修を実施します。長期研修を実施し、職員のキャリアアップを支援します。夢づくりチャレンジ研究室への若手職員の参加を促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	職員への条例の周知					
	担当課	市民協働課					
D 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	職員研修の実施	新人職員研修の実施	新人職員研修の実施	新人職員研修の実施	新人職員研修の実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	職員への条例の周知のため、研修会を実施します。					
C check 評価		取組み結果	職員研修の実施	新人職員研修の実施			
	28年度に取り組んだ内容	3月に新人職員を対象にした条例の研修を行いました。 職員は、各部署において日頃の業務及び日常のまちづくり活動について、どのように条例と関わり、どのように条例を活かした取組をしていくのかを考えることで、条例の理解を深めました。 また、新たに採用した集落支援員(嘱託職員)について、条例が職務の基礎となるため、集落支援員を対象にした説明会を実施しました。					
	28年度における所属長の評価	市民と行政の協働のまちづくりの推進に向け、職員の理解度を深めることができました。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新人職員への職員アンケート回答をもとに、より理解度が高まる研修となるよう内容の充実を図ります。					
P 次年度計画	次年度における具体的取組み	新人職員への研修を行うことで、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。研修資料として、チラシやパンフレット冊子を活用し、分かりやすい形で条例の理解を深めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	夢づくり地域活動支援室設置					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ノ ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	支援室の運用	支援室の運用	支援室の運用	支援室の運用	支援室の運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	職員も地域の一員としてまちづくりに参加するため、全職員を夢づくり地域活動支援室の行政連絡員として配置します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	支援室の運用	支援室の運用			
	28年度に取り組んだ内容	夢づくり地域活動支援室に、区長会及びまちづくり推進組織の活動を支援する区長会支援職員及びまちづくり支援職員を配置しました。また、夢づくりチャレンジ研究室での若者の活動を支援する若者支援職員を配置しました。さらに、広報配布や地域と行政のパイプ役となるよう全職員を行政連絡支援職員として配置することにより、行政と地域(市民)が協働でまちづくりを展開していく体制を整えました。 集落支援員制度の導入に伴い、5地区(瑞浪/土岐/釜戸/大湫/陶)に集落支援員を配置しました。					
	28年度における所属長の評価	全職員を各地区の行政連絡職員として配置することにより、職員の意識向上につながっています。各地区の行事等を周知することで、職員の行事参加につながっています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	協働のまちづくり推進のため、引き続き支援体制を継続していきます。適正な支援職員の配置体制を確保していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各地区に連絡員を配置することで、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。職員に対しても各地区の行事予定などの情報発信をしていきます。職員の居住地を問わない配置体制としていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	パブリックコメント制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み の 取 組 み 内 容	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	パブリックコメント制度は、市が実施する重要な計画・指針の立案段階において市民の皆さんのご意見をいただく制度であり、市政参加の重要な機会となります。今後も引き続き、市民の皆さんの声を計画・指針に盛り込むことによって協働のまちづくりを進めてまいります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR				
	28年度に取り組んだ内容	この制度を市民に認知していただけるよう、広報及びホームページで制度を紹介しています。28年度は4件のパブリックコメントを実施しましたが、ホームページの各パブリックコメントへのアクセス数・意見数ともに低調です。					
	28年度における所属長の評価	パブリックコメント制度とは、市が計画や条例などを策定する段階で、市民等のみなさんからご意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度であり、市民との協働による行政運営に不可欠な手続となっています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、庁内におけるパブリックコメント制度の周知、また、市民に対するパブリックコメント制度の理解に努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市民の皆さんにパブリックコメント手続制度に対する認識を高めていただき、幅広く多くのご意見をいただけるよう、引き続き、広報、ホームページ等でPRし、いただいた意見に対する市の考え方についても、分かりやすく公表するよう務めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市政直行便制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	本庁舎、各コミュニティーセンターおよび公共施設にボックスを設置しているほか、市HPIにも投稿フォームを設置し、年間平均50通の投書があります。苦情、提案など内容は様々ですが市政に反映できるものは反映するなど一定の効果が見られています。今後も広報等でPRするなどして周知に努めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果		・例年並みの直行便を受け付け	・例年並みの直行便を受け付け			
	28年度に取り組んだ内容	いただいた意見に対する確にやりとりができるよう、28年度より市政直行便使用紙を一部変更しました。受け付けた意見については、内容に応じて担当課に引き継ぐなど、市政に反映できるものは反映させています。					
	28年度における所属長の評価	「市長と語る会」と合わせ、「市政直行便」は市民の意見を聴く重要なツールであり、継続したPRが必要と考えます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	直行便の利用を呼び掛ける記事を広報に掲載し、受け付けた意見については、内容に応じて市政に反させていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	地域懇談会等の開催					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	地域懇談会等を継続的に開催し、市民の皆さんと行政が情報を共有しながら、まちづくりについて幅広く意見交換できる機会を充実させます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催			
	28年度に取り組んだ内容	11会場、505名のご参加をいただきました。					
	28年度における所属長の評価	選挙による日程調整の関係から、例年行っている高校生・大学生との懇談会は実施しませんでした。いただきましたご意見については、施策に反映しました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	地域独自の意見や各年齢層独自の意見を整理するとともに、市民の意見を計画策定に効果的に反映することを検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	地域懇談会でより地域の意見が有効に集約されるように、テーマを設定するなど、開催方法等を十分に検討し、幅広い市民の参加を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	公募委員制度					
	担当課	企画政策課					
D 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集
		備 考	新規制度				
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度、「一般公募」と「候補者登録」を併用する公募委員制度を制定し、平成27年度から運用します。これにより、市政参加の機会を保障するとともに、より幅広く多様な意見を取り入れ、市民ニーズを的確にとらえた市政運営を目指します。					
C Check 評価	取組み結果	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集				
	28年度に取り組んだ内容	3回の公募委員選考委員会を実施し、5つの委員会等における公募委員の選考を行いました。					
	28年度における所属長の評価	市民の多様な意見を委員会等が検討する計画に反映させるため、庁内において公募委員の積極的な採用を呼びかけています。平成26年度から市民アンケートの送付対象者に対して、公募委員候補者の登録制度を周知し、候補者への登録を呼びかけています。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	平成27年度に登録した候補者については、候補者登録機関が2年間であることから候補者としての有効期間が平成29年度中に終了するので、適切な名簿管理に努めます。					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、市民アンケートに公募委員候補者制度の案内と登録用紙を同封して、候補者の募集に努めるとともに、庁内における制度の理解も進めていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	企業・大学等との協定締結					
	担当課	市民協働課 関係課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施	協定に基づく連携事業の実施
	備 考	市内3高校と協定					
	現況評価及び今後の方向性	市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、企業、大学等との協定を締結し、市民の参加を得ながら協働事業を実施します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・各種域学連携事業の実施 ・市内3高等学校との連携に関する協定締結による協働事業の拡大	・各種域学連携事業の実施 ・市内3高等学校との連携に関する協定締結による協働事業の拡大				
	28年度に取り組んだ内容	平成28年度は第2期夢づくりチャレンジ研究室に域学連携協定に基づき、中京学院大学に加え、中京高等学校、瑞浪高等学校の2校から研究員の参加がありました。その他、オオクテツクルテやオレンジシャルソンなど15事業を実施することができました。新たに締結された高校との連携については、3校担当者と市との連絡会議を2回開催し、連携事業の調整を図りました。					
	28年度における所属長の評価	域学連携については、単にボランティア募集の手段でなく、学校、行政、地域が相互にメリットのあるような事業実施ができるよう調整し、実施していただきたい。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	安達学園により、地域活性化プロジェクトが立ち上げられ、提案のみでなく、具体的な事業化もすすめられている。これらの取組を市の課題解決に繋げられるよう、連携をさらに強める必要があります。また、高校との域学連携事業について、学校側からの連携事業提案が増えるよう、呼びかけていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	域学連携をさらに促進していくために、補助金等の財政的な支援制度について検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進					
	担当課	生活安全課					
D 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査。参画率数値指標の見直し。	庁内への啓発と現況調査
	備 考						
	現況評価及び今後の方向性	市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の参画率は平成26年4月時点で29.5%と、3割を切る状況です。まちづくりに関する施策や方針等の決定過程における女性の参画拡大は、市民の意見を公平公正に反映するために非常に重要なため、女性の参画拡大を進めるよう庁内掲示板を活用し働きかけます。また平成30年度の『第2次男女共同参画プラン』の上半期の総括時には、達成度に応じて数値指標の見直しを行います。					
C Check 評価	取組み結果	・現況調査 ・庁内への啓発	・現況調査 ・庁内への啓発				
	28年度に取り組んだ内容	平成28年7月に各課等へ市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の数を照会し、現況を調査しました。(平成28年4月時点で29.3%) 平成29年3月に庁内向け掲示板にて、市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の登用拡大について依頼をしました。依頼の中で、参画率の目標数値の確認や公募委員制度の活用などの啓発を行いました。					
	28年度における所属長の評価	計画どおりに取組みを実施することができました。審議会等における女性委員の参画率はまだ低い状況にありますので、今後も継続した取組みが必要です。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の現況調査と、掲示板を活用した庁内への啓発を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	認知症サポーター養成講座の実施					
	担当課	地域包括支援センター					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)	認知症サポーター養成講座の開催(出前講座)
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	認知症になっても高齢者が住みやすいまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解者を増やしていきます。またサポーターが地域の様々な場面で活躍してもらえるようフォローアップ講座を開催していきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	養成講座16回開催(441人)ステップアップ講座2回開催(44人)	養成講座13回(398人)ステップアップ講座2回開催(56人)			
	28年度に取り組んだ内容	今年度は希望する団体だけでなく、一般市民を対象にしたサポーター養成講座を開催しました。ステップアップ講座は認知症看護認定看護師を講師に招き、内容を充実させるとともに、サポーターが活動する機会として認知症カフェに加え、認知症普及啓発活動として街頭活動、みずなみオレンジ・シャルソンを企画・開催しました。					
	28年度における所属長の評価	平成28年度は認知症施策として、「市民に認知症」を知っていただくきっかけとなる行事を多く行い、成果が出ていると思います。来年度も、より多くの人を知っていただく取組みを継続していく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	今年度、市内小中学校での認知症サポーター養成講座を予定していましたが、調整が進まず実現できませんでした。学校側との調整方法について見直す必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	一般市民、企業、学校、様々な分野で認知症サポーター養成講座を開催できるよう関係機関への働きかけを試みます。中京学院大学との域学連携事業としても開催の見込みができました。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	附属機関の委員への位置付け					
	担当課	総務部総務課					
D 行動計画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容		附属機関等に関する基本方針の策定	運用の確認	運用の確認	運用の確認
	備 考		新規				
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度、「一般公募」と「候補者登録」を併用する公募委員制度を制定し、平成27年度から運用します。これにより、市政参加の機会を保障するとともに、より幅広く多様な意見を取り入れ、市民ニーズを的確にとらえた市政運営を目指します。					
C Check 評価	取組み結果		附属機関等に関する基本方針の策定				
	28年度に取り組んだ内容	附属機関等に関する基本方針の策定において、公募委員の割合、女性委員の割合について決めました。					
	28年度における所属長の評価	市民参加の原則により、公募委員や女性委員の割合を規定することができました。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P 次年度計画	次年度における具体的取組み	運用の確認をしていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第19条					
	条文見出し	住民投票					
	条文	①市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ②前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。 ③議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。					
	取組み	住民投票条例の策定研究					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市として住民投票が必要となった場合、速やかに住民投票が実施できるよう、全国各地の住民投票事例を研究するなど、情報収集に努めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	住民投票事例等情報収集	住民投票事例等情報収集				
	28年度に取り組んだ内容	住民投票事例等の情報収集を行いました。					
	28年度における所属長の評価	市政の動向を注視し、本市における住民投票条例の必要性を考えながら研究を行っていく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、情報収集に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	<p>①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。</p> <p>②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。</p> <p>③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>					
	取組み	市民まちづくり会議の設置、運営					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	条例施行、会議の設置運営	会議の運営	会議の運営	会議の運営	会議の運営
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市民まちづくり会議設置条例に基づき会議を運営します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	条例施行、会議の設置運営	条例施行、会議の設置運営				
	28年度に取り組んだ内容	平成27年7月の条例施行から平成28年6月にかけて年間4回、平成28年7月から平成29年3月までに3回の市民まちづくり会議を開催しました。会議では、市の取組状況を評価するほか、まちづくり全般に対する取組について意見交換を行うなど、条例の運用状況についての検証を行いました。					
	28年度における所属長の評価	会議運営について、まちづくり会議委員の提案や意見を取り入れながら検証を進めました。今後も適宜委員の意向を伺うなど、検証の進め方について工夫することが必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民が主役のまちづくりを推進するため、行政主導の検証のみとするのではなく、委員の提案や意向等も取り入れながら検証を進めます。 市民まちづくり会議において、効果的な検証方法を検討していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	委員からの提案や意見を参考に、検証内容等を見直しながら会議運営を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	<p>①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。</p> <p>②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。</p> <p>③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>					
	取組み	庁内の条例推進体制の整備と進捗状況の評価					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	推進方針決定 PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施	PDCAサイクルの実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	基本条例の取組み推進方針を定め、各年度で前年度の実績値を踏まえながら評価を行い、より効果的な施策・事業を各課が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	推進方針決定 PDCAサイクルの実施	推進方針決定 PDCAサイクルの実施				
	28年度に取り組んだ内容	各部署において、28年度の取組評価及び29年度に向けた取組の見直しを実施しました。また、各部署において新規事業の検討を行いました(新規取組み2件)。					
	28年度における所属長の評価	各部署では事業等が硬直化する中、まちづくり基本条例に照らし合わせた新しい施策・事業実施が提案されるように呼びかけを行う必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民まちづくり会議における検証結果を担当課へ確実に伝えていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、関係各課においてPDCAサイクルの実践を行うように促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み推進方針 評価表

	条数	第21条					
	条文見出し	条例の見直し					
	条文	市長は、5年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。					
	取組み	条例の見直し					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取組み内容	基本条例施行	見直し検討、 必要があれば 審議会の 開催	見直し検討、 必要があれば 審議会の 開催	見直し検討、 必要があれば 審議会の 開催	審議会開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	条例施行後5年以内に、まちづくり基本条例の運用や市民まちづくり会議の検証の中で洗い出された課題について検討し、必要があれば条例の改正を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	基本条例施行	基本条例施行			
	28年度に取り組んだ内容	広報みずなみへの掲載、条例パンフレットの配布などにより広く市民に条例の周知を行いました。また、市民まちづくり会議を開催し、市長の諮問に応じ、条例の運用状況などについての検証が行われました。					
	28年度における所属長の評価	条例に基づく取組み方針により評価を取りまとめており、まちづくり会議での意見を踏まえながら必要に応じて見直しを検討していきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	条例の見直しを検討していく上で、現在の条例の運用状況を把握していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	運用状況をみながら、必要に応じて見直しを行います。					